

## 1955年臨時国勢調査規則

## (趣 旨)

## 第 1 条

統計法（1954年立法第43号）第5条第3項の規定に基き、1955年に行う臨時国勢調査（以下「臨時国勢調査」という。）については、この規則の定めるところによる。

## (定 義)

## 第 2 条

この規則において「住居」とは同一の場所に居住した期間及び居住しようとする期間を通算した期間（以下「居住期間」という。）が、4 月以上にわたる者については、その場所をいい、居住期間が4 月に満たないものについてはその者の現に在る場所をいう。

但し、次の各号に掲げる者についてはそれぞれ当該各号に定める場所をその者の住居とみなす。

1. 琉球教育法（1952年布令第66号）第4章第1条に掲げる学校、同法第14章第1条に掲げる琉球大学及び看護婦養成学校法（1951年布令第35号）第1条に掲げる看護婦養成学校に在学している者、通学のため宿泊している場所
  2. 病院又は診療所に4 月以上引続き入院している者、その病院又は診療所
  3. 船舶に乗り組んでいる者であつて陸上に住所を有する者、その住所
  4. 刑務所の収容者（未決収容者を除く）又は少年刑務所の収容者、その刑務所
- 2 この規則において「世帯」とは住居及び生計を共にする者の集り又は独立して住居を維持する単身者をいう。
- 3 前項の世帯を構成しない者で次の各号の1に該当するものは1世帯とみなす。
1. 前項の世帯と住居をともにし、別に生計を維持する単身者又はその集り
  2. 前号に該当しない者で、住居を共にするものの集り
  3. 第1号に該当しない単身者
- 4 この規則において「世帯員」とは、世帯を構成する各人をいう。
- 5 この規則において「世帯主」とは、第2項の世帯を主宰する者をいう。
- 6 この規則において「世帯の代表者」とは、第3項の規定による世帯を代表する者をいう。

## (調 査 時)

## 第 3 条

臨時国勢調査は、1955年12月1日午前0時（以下「調査時」という）現在によつて行う。

## (調 査 の 対 象)

## 第 4 条

臨時国勢調査は、調査時において琉球内に住居を有する者について行う。

- 2 調査時前に琉球内の港湾を発し、調査時後3日以内に琉球内の港湾に入った船舶に乗り組んでいる者で、その船舶に住居の有るものについては、これを調査時において琉球内に住居を有する者とみなす。

(調査の方法)

第5条

臨時国勢調査は、世帯ごとに行う。

(調査事項等)

第6条

臨時国勢調査は、調査票により次に掲げる事項を調査する。

1. 世帯が第2条第2項の世帯に該当するかどうかの別
  2. 世帯が居住する住居が住宅、寄宿舎、下宿屋又はその他の住居のいずれであるかの別
  3. 前号の住居が住宅である世帯について、その居住部分の権利関係及び居住室の畳数
  4. 住宅の構造
  5. 所有土地に関すること
  6. 世帯員の氏名
  7. 男女の別
  8. 世帯員と世帯主との続柄その他世帯における地位
  9. 世帯員の出生の年月日
  10. 世帯員の配偶者の関係
  11. 世帯員の本籍又は国籍
  12. 1941年11月30日迄に生まれた世帯員については、1955年11月24日から同月30日迄の7日間における就業状態、所属の事務所の名稱及び事業の種類、職業の種類並びに従業上の地位
- 2 前項第12号の事項は、行政主席が指定する地域内にある世帯のうちから、行政主席が別に定める方法によつて、統計部長が指定する世帯について行う。
- 3 第1項の調査票の様式は、行政主席が定める。

(申告の義務)

第7条

世帯主又は世帯の代表者は、前条の調査に当り同条第1項各号に掲げる事項について、申告しなければならない。但し世帯主又は代表者以外の世帯員に係る事項で国勢調査員が当該世帯員の申告によるものでなければ調査する事が出来ないと認めたものについては、当該世帯員が申告しなければならない。

- 2 世帯主又は世帯の代表者が存しないとき、又は不在のときは前項の規定の適用については、当該世帯について申告させる事を適当と認めて国勢調査員が指定する者を世帯主又は世帯の代表者とみなす。
- 3 申告は調査票により国勢調査員の質問に答えることにより行うものとする。
- 4 第4条に規定する調査の対象となつている者で、前条第1項各号に掲げる事項について調査が行われなかつたもの又は重複して調査が行われたものは、その旨を1955年12月7日までに市町村長に届け出なければならない。

(調査の執行及び機関)

第8条

市町村長は、臨時国勢調査を行うため、行政主席の指揮監督を受けて、当該市町村の区域内における国勢調査指導員及び国勢調査員の指揮監督、調査票の作成及び審査並びに調査の実施に伴う事務を行う。

(国勢調査指導員及び国勢調査員)

第9条

- 臨時国勢調査を行うため、統計法第11条第1項の統計調査員として国勢調査指導員及び国勢調査員を置く。
- 2 国勢調査指導員及び国勢調査員は行政主席が任命する。
  - 3 国勢調査指導員及び国勢調査員は、統計部長が別に当該市町村の区域を区分して設定した調査区に配置する。
  - 4 国勢調査指導員は、国勢調査員の指導を行う。
  - 5 国勢調査員はその担当地域内にある世帯に係る調査票の作成及びこれに附帯する事務を行う。

第10条

国勢調査員が前条第5項の事務を行う期間は1955年11月24日から同年12月15日までとする。

(調査票の提出)

第11条

国勢調査員は、市町村長に対しその定める期限までに、市町村長は、行政主席に対しその定める期限までに、それぞれ調査票及びその附属書類を提出しなければならない。

(事故のときの処置)

第12条

- 天災事変その他避ける事の出来ない事故のため国勢調査員が第10条に規定する期間内にその事務を行い、又はこれを完結する事ができないときは、市町村長は、直ちにその旨を行政主席に報告しなければならない。この場合において、市町村長は、同条の規定にかかわらず、行政主席の認可を経て地域を限り、国勢調査員が第9条第5項の事務を行う期間を別に定め、又は第10条に規定する期間を延長することが出来る。
- 2 市町村長は、前項の規定により別の期間を定め、又は期間を延長したときは、これを告示しなければならない。

(附 則)

この規則は、公布の日から施行し、1955年9月1日から適用する。